

## ○半田市墓地条例

昭和五十二年九月三十日

条例第五十一号

## (趣旨)

第一条 [この条例](#)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二の規定に基づき、半田市墓地(以下「墓地」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第二条 市に、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第十条に規定する墓地を設置する。

2 墓地の名称及び位置は、[次の表](#)に掲げるとおりとする。

名称	位置
半田市北谷墓地	半田市柵町四丁目二〇八番地の一
半田市成岩墓地	半田市桐ヶ丘四丁目二一一番地
半田市北部墓地	半田市平地馬場町二丁目八番地
半田市黒石墓地	半田市黒石町四六番地の二
半田市有脇墓地	半田市石塚町一丁目一〇四番地
半田市乙川一色墓地	半田市乙川一色町一八番地

## (区画の等級及び仕様)

第三条 墓地の区画の等級及び仕様は、[次の表](#)に掲げるとおりとする。ただし、この区画は、分割することができない。

名称	等級	間口	奥行
半田市北谷墓地	一等地	〇・九〇メートル	一・一ニメートル
	二等地	〇・九〇メートル	一・〇〇メートル
	三等地	〇・七五メートル	一・〇〇メートル
	四等地	一・〇〇メートル	一・二〇メートル
半田市成岩墓地	二等地	〇・九〇メートル	一・〇〇メートル
半田市北部墓地	一等地	〇・九〇メートル	一・二ニメートル
	二等地	一・〇〇メートル	一・二〇メートル
	三等地	一・〇〇メートル	一・二〇メートル
半田市黒石墓地	一等地	一・一〇メートル	一・二〇メートル
	二等地	一・〇〇メートル	一・二〇メートル
	三等地	一・〇〇メートル	一・二〇メートル
	四等地	一・〇〇メートル	一・二〇メートル
半田市有脇墓地	一等地	一・八〇メートル	一・八〇メートル
	二等地	一・八〇メートル	一・二〇メートル
半田市乙川一色墓地	一等地	一・〇〇メートル	一・二〇メートル

## (行為の禁止)

第四条 墓地においては、[次の各号](#)に掲げる行為は禁止する。

- 一 行商、募金その他これらに類すること。
- 二 施設及び附属施設を損傷し、又は汚損すること。
- 三 動・植物を採取し、又は殺傷すること。
- 四 ポスター、広告その他これらに類するものを表示すること。
- 五 [前各号](#)に掲げるものの外、墓地の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(使用の禁止又は制限)

第五条 市長は、墓地の管理上支障があると認めるときは、使用を禁止し、又は制限することができる。

(使用の目的)

第六条 墓地は、墳墓の用に供する目的以外には、使用することはできない。

(使用者の資格)

第七条 墓地を使用しようとする者は、本市に居住する者でなければならない。

(使用の許可)

第八条 墓地を使用しようとする者は、申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 市長は、墓地の管理上必要と認めるときは、[前項](#)の許可に条件を付することができる。

3 墓地の使用は、一世帯につき一区画とする。ただし、市長が必要と認められた場合は、この限りでない。

(使用権の承継)

第九条 墓地の使用の権利は、祭しを主宰する者に限り、承継することができる。

2 [前項](#)の規定により墓地の使用の権利を承継しようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

(使用の取りやめ)

第十条 使用者は、墓地の使用を取りやめようとするときは、当該墓地を原状に回復し、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し及び物件の除去)

第十一条 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合には、市長は、墓地の使用許可を取り消し、又は物件の除去を命ずることができる。ただし、この結果使用者において損害を生ずることがあつても市長は、その責めを負わない。

- 一 使用者が使用場所の許可を受けた目的以外に使用したとき。
- 二 市長の許可なく使用権を他人に譲渡し、又は使用場所を他に貸したとき。
- 三 法令又は[この条例](#)に違反したとき。
- 四 公益若しくは公共用の理由により、市長が必要と認めるとき。

2 [前項](#)の規定により使用許可を取り消され、又は物件の除去を命ぜられたときは、使用者は、直ちに使用場所を原状に回復し、市に返還しなければならない。

3 使用者が[前項](#)の規定を履行しないときは、市長は、自らこれを行い、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第十二条 [第四条各号](#)に違反したとき及び[第八条第一項](#)の許可なくして使用した者に対し、市長は、相当と認める損害額の賠償を請求することができる。

(処分)

第十三条 市長は、無縁と認められる墓地を処分することができる。

2 [前項](#)の規定により処分を行うときは、その期日の六か月前に告示しなければならない。

(届出)

第十四条 使用者は、住所、氏名その他の事項について変更があつたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第十五条 [この条例](#)に定めるものの外、墓地の使用及び管理に関する必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十六条 [第四条](#)の規定に違反した者は、五万円以下の過料を科することができる。

附 則

- 1 [この条例](#)は、昭和五十二年十月一日から施行する。ただし、半田市黒石墓地については、供用の日から施行する。
- 2 半田市営墓地の設置および管理に関する条例(昭和三十九年半田市条例第十五号)は、廃止する。
- 3 旧半田市営墓地の設置および管理に関する条例に基づいて許可を受けた墓地の使用については、[この条例](#)に基づいて許可されたものとみなす。
  - 附 則(昭和五十九年三月三十一日条例第一四号)  
この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。
  - 附 則(昭和六〇年一月二二日条例第四三号)  
この条例は、公布の日から施行する。
  - 附 則(昭和六三年一月二六日条例第四〇号)  
この条例は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成二年一月二〇日条例第三一号)  
この条例は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成六年一月二一日条例第四二号)  
1 この条例は、平成七年一月一日から施行する。
  - 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
    - 附 則(平成一一年九月二四日条例第三四号)  
この条例は、公布の日から施行し、平成十一年八月二十八日から適用する。
    - 附 則(平成一六年三月二六日条例第一三号)  
この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
    - 附 則(平成二五年三月二七日条例第九号)  
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。



## ○半田市墓地管理規則

昭和五十二年九月三十日

規則第三十七号

(趣旨)

第一条 [この規則](#)は、[半田市墓地条例\(昭和五十二年半田市条例第五十一号。以下「条例」といふ。\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用資格者)

第二条 [条例第七条](#)に規定する「本市に居住する者」とは、本市に一年以上居住する者又は市長が特に必要と認めたる者をいう。

(使用許可申請書の様式)

第三条 [条例第八条第一項](#)に規定する申請書の様式は、[様式第一](#)による。

(使用許可の条件)

第四条 [条例第八条第一項](#)の規定により申請した者は、申請の日から三か月以内に、指定された区画に墓碑その他工作物(以下「墓碑等」という。)を設置するものとする。

2 使用者は、墓碑等を設置、改修又は移動しようとするときは、あらかじめ[様式第二](#)による墓碑等設置等届を市長に提出しなければならない。

3 使用者は、使用場所を常に清潔に保ち、及び墓碑等が倒壊することのないよう安全確保の措置を講じ、適切に維持管理しなければならない。

(使用許可証の交付)

第五条 [条例第八条第一項](#)の規定による許可は、[前条第二項](#)の墓碑等設置等届の提出があつたのち、[様式第三](#)による墓地使用許可証を交付して行ふものとする。ただし、[第二条](#)の規定にかかわらず、使用許可証交付後の住所は、問わない。

(使用権承継の申請書の様式)

第六条 [条例第九条第二項](#)に規定する申請書の様式は、[様式第四](#)による。

(使用権承継許可証の交付)

第七条 [条例第九条第二項](#)による許可は、[様式第五](#)による半田市墓地使用承継許可証を交付して行ふものとする。

(使用取りやめの届出)

第八条 [条例第十条](#)の規定による届出は、[様式第六](#)による墓地返還届を提出しなければならない。

(住所等変更の届出)

第九条 [条例第十四条](#)に規定する届出は、その事実が生じた日から十四日以内に、[様式第七](#)による住所等変更届を提出しなければならない。ただし、市内に住所を有する使用者が住所等を変更する場合は、この限りでない。

(処分の告知)

第十条 市長は、[条例第十六条](#)の規定により処分しようとするときは、当該者に対し、事前に告知して弁明の機会を与えなければならない。

附 則

1 [この規則](#)は、昭和五十二年十月一日から施行する。

2 [この規則](#)施行の際、既に使用された[様式](#)は、[この規則](#)に基づく[様式](#)とみなす。

附 則(昭和五十四年六月二八日規則第一七号)

この規則は、昭和五十四年七月一日から施行する。

附 則(平成十一年九月一〇日規則第二六号)

この規則は、平成十一年九月十六日から施行する。

附 則(平成二十一年一月三〇日規則第一号)

この規則は、平成二十一年二月二日から施行する。

附 則(平成二十二年二月二六日規則第一号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年二月一三日規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年二月一六日規則第三号)

この規則は、平成二十九年三月一日から施行する。

[様式第1\(第3条関係\)](#)

様式第1 (第3条関係)

年 月 日

## 墓 地 使 用 許 可 申 請 書

半 田 市 長 殿

本 籍  
申請者 〒 -

住 所 半田市

ふりがな

氏 名

印

電話番号 ( ) -

生年月日 年 月 日

次のとおり墓地の使用許可を申請します。

なお、墓地の使用については、法令及び許可の条件を遵守します。

また、申請者以外の連絡先を記載することについて同意を得ています。

墓地の名称	<input type="checkbox"/> 有脇墓地 <input type="checkbox"/> 北部墓地 <input type="checkbox"/> 乙川一色墓地 <input type="checkbox"/> 北谷墓地 <input type="checkbox"/> 成岩墓地 <input type="checkbox"/> 黒石墓地			
区画番号	等 地 号 番			
申請者以外 の連絡先	第一 連絡先	ふ り が な		
		氏 名		
		住 所		
		申請者との続柄		電話番号
	第二 連絡先	ふ り が な		
		氏 名		
		住 所		
		申請者との続柄		電話番号
摘 要				

[様式第2\(第4条関係\)](#)

様式第2 (第4条関係)

年 月 日

## 墓 碑 等 設 置 等 届

半 田 市 長 殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号 ( ) -

次のとおり墓碑等を設置等したいので届け出ます。

墓地の名称	<input type="checkbox"/> 有脇墓地	<input type="checkbox"/> 北部墓地	<input type="checkbox"/> 乙川一色墓地
	<input type="checkbox"/> 北谷墓地	<input type="checkbox"/> 成岩墓地	<input type="checkbox"/> 黒石墓地
区画番号	等地 号 番		
事 由	<input type="checkbox"/> 使用許可申請後3か月以内の設置	<input type="checkbox"/> その他の設置等	
設置等日	年 月 日		
墓碑等銘			
添付書類	・寸法入り図面		
工事請負者	住所 氏名 電話		

[様式第3\(第5条関係\)](#)

様式第3(第5条関係)



許可番号 第 号	
<b>墓 地 使 用 許 可 証</b>	
使用者	本 籍
	住 所
	氏 名
墓 地 名	半 田 市 墓 地
位 置	等 地 号 番
使 用 料	金 円
摘 要	
<p>半田市墓地条例により使用を許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p>半田市長</p>	

## 埋 蔵(納 骨)改 葬 事 項

年 月 日	死 亡 者 氏 名	使 用 者 と の 続 柄	埋 蔵 改 葬 の 別	取 扱 者 職 氏 名

## 御 注 意

- 1 墓地使用者が埋葬又は改葬しようとするときは、本証を市長に提出し、所要事項の記載を受けなければなりません。この場合には、埋葬のときは火葬許可証を、改葬のときは死体又は焼骨の現に存している市町村長の許可証を添付しなければなりません。
- 2 次の事項に該当する場合は、使用許可を取り消されます。
  - ① 許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき。
  - ② 使用権を譲渡し、又は使用場所を他に貸したとき。
  - ③ 法令又はこの条例に違反したとき。
  - ④ 公益若しくは公共用の理由により、市長において必要と認めるとき。
- 3 前項の規定により使用許可を取り消され又は物件の除去を命ぜられたときは、直ちに使用場所を原状に回復し、市に返還しなければなりません。
- 4 次のような場合は、速やかに許可証の書換え又は再交付を受けて下さい。
  - ① 使用の承継をするとき。
  - ② 本籍・住所・氏名を変更したとき、又は本証を紛失・き損したとき。

[様式第4\(第6条関係\)](#)

様式第4 (第6条関係)

年 月 日

墓地使用権承継許可申請書

半 田 市 長 殿

本 籍  
 承継者 千 一  
 住 所  
 ふりがな  
 氏 名 印  
 電話番号 ( ) 一  
 生年月日 年 月 日

次のとおり墓地の使用権を承継したいので申請します。  
 なお、墓地の使用については、法令及び許可の条件を遵守します。  
 また、承継者以外の連絡先を記載することについて同意を得ています。

墓地の名称	<input type="checkbox"/> 有脇墓地 <input type="checkbox"/> 北部墓地 <input type="checkbox"/> 乙川一色墓地 <input type="checkbox"/> 北谷墓地 <input type="checkbox"/> 成岩墓地 <input type="checkbox"/> 黒石墓地		
区画番号	等 地 号 番		
現名義人	現名義人から見た承継者の続柄		
承継の理由	<input type="checkbox"/> 現名義人の死亡 <input type="checkbox"/> その他 (以下に理由を記入のうえ、現名義人の署名捺印をお願いします。) 理由： 承継者への承継を認めます： 印		
添付書類	[市外に住所を有する者] ・住民票(本籍記載のもの)又は戸籍の附票		
承継者以外 の連絡先	第一 連絡先	ふりがな	承継者との続柄
		氏 名	電話番号
		住 所	
	第二 連絡先	ふりがな	承継者との続柄
		氏 名	電話番号
		住 所	

\*該当する項目に✓印を記入ください。

《承継者確認事項》 \*①は必ず✓してください。②はいずれかに✓してください。

- ① 私がこの墓碑等の祭祀を掌る者です。
- ②-1 相続人等の合意が得られています。
- ②-2 相続人等の合意が得られません。(以下にその理由を記入してください。)

※相続人等とは、現名義人の法定相続人及び定期的に当該墓地に参拝する親族を指します。

[様式第5\(第7条関係\)](#)

様式第5(第7条関係)

半 第 号  
年 月 日

殿

半田市長

墓地使用権承継許可証

年 月 日付申請のあつた墓地使用権承継のことについては下記条件を附して許可します。

記

- |   |        |     |                 |    |   |   |
|---|--------|-----|-----------------|----|---|---|
| 1 | 墓地名・位置 | 半田市 | 墓地              | 等地 | 号 | 番 |
| 2 | 承継者    | 住所  |                 |    |   |   |
|   |        | 氏名  |                 |    |   |   |
| 3 | 条件     | (1) | 半田市墓地条例を遵守すること。 |    |   |   |
|   |        | (2) | 本許可証は永久保存すること。  |    |   |   |

[様式第6\(第8条関係\)](#)



様式第7（第9条関係）

年 月 日

住所等変更届

半 田 市 長 殿

申請者 〒 -

住 所

氏 名 印

電話番号 ( ) -

下記のとおり住所等を変更しました。

墓地の名称	<input type="checkbox"/> 有脇墓地 <input type="checkbox"/> 北部墓地 <input type="checkbox"/> 乙川一色墓地 <input type="checkbox"/> 北谷墓地 <input type="checkbox"/> 成岩墓地 <input type="checkbox"/> 黒石墓地
区画番号	等地 号 番
変更事由	<input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> その他( )
変更内容	変更前
	変更後
変更年月日	年 月 日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地使用許可証</li> <li>・変更後の内容がわかる書類（住民票又は戸籍の附票等）</li> </ul> <p>※半田市に居住する者は省略することができる。</p>
摘 要	